

アーカイブズ

ARCHIVES

沖縄県公文書館だより 第29号

平成17年 10月28日発行



第28回立法院定例議会 1965年2月1日 立法院本会議場

開会にあたり、メッセージをおくるアルバート・ワトソン高等弁務官。その後方は訪米中の長嶺秋夫議長に代わり、議長を務める山川泰邦副議長

USCAR広報局写真資料10-5 0000005687

財団法人郵便貯金住宅等事業協会文書 (郵便協文書)について

平成17年7月、(財)郵便貯金住宅等事業協会理事長仲宗根正和氏より、同協会文書140点が当館に寄贈されました。同協会は、戦後の米統治下で払い戻しが停止された戦前の県民の郵便貯金の補償について、日本政府との折衝の末に獲得した法定支払い金や見舞金を元に1969年6月に設立されました。協会設立の趣旨は、戦後沖縄の住宅難を解決することであり、その事業のひとつとして松川共同住宅、古島団地、末吉団地が建設され、協会によって管理されてきました。

しかし、昨年、設立目的がほぼ達成されたことに加え、経営の悪化や建物の老朽化等の理由により、同協会を平成20年度を目処に解散することが理事会・評議会で決議されました。現在は団地を民間に売却し、経営事業の見直しが行われています。

郵便貯金住宅等事業協会は、住宅難の解消という公的な役割を果たしてきた団体であり、その組織文書は琉球政府～沖縄県の住宅政策とも強い関連性を持つものといえます。また、米軍占領下における権利の停止という沖縄の特異な歴史を証するものでもあります。そういう意味で、郵便協文書は、沖縄県公文書館所蔵の琉球政府文書や県公文書に近いところに位置づけることができます。沖縄県の公文書ではありませんが、県行政を知る

上で有用な記録であり、沖縄県公文書館が所蔵することにしたものです。

7月末、すでに整理を終え、インターネット上で検索が可能になりました。文書の内訳は下記のとおりです。ぜひ、ご活用ください。

文書の内訳 (再編により全139点)

シリーズ	年代	件数
期成会資料	1954年～1969年	6
戦前の郵便貯金に関する文書	1969年～1971年	10
理事会に関する文書	1969年～2004年	31
評議員会に関する文書	1969年～2004年	26
建設委員会に関する文書	1969年～1971年	2
規程審議委員会に関する文書	1970年～1974年	4
予算に関する文書	1970年～1999年	17
建設に関する文書	1969年～1975年	19
事務引継ぎ文書	1984年～1985年	2
規程	1967年～1972年	5
業務参考資料	1968年～1983年	15
雑文書	1970年～1977年	2

高校生による公文書館見聞記

平成17年8月11日、沖縄県立首里高等学校2年生13人が、職場三二体験風に、公文書館施設を見学しました。

まず、公文書館がどのような施設なのか、職員がビデオを使って説明し、その後、資料検索と申請方法を紹介しました。そして実際に書庫へ行き、資料の出納をしてもらいました。資料を利用者に渡す前に、資料が書架から閲覧へ移動したことをシステムで処理すること、資料の中に「個人情報」の記載がないか確認すること、書庫に戻す際は資料の返却処理を行うこと等を体験してもらいました。公文書館に初めて来館された高校生の皆さん、果たしてどのような感想をもたれたでしょうか？今回短い時間ではありましたが、公文書館の仕事を知ってもらえたことはとても嬉しいことです。このような若い人々の関心は今後の公文書館に対する認知度を高め、利用を促進する良い機会になると思います。首里高校生から寄せられた感想(抜粋)を紹介します。

「実際に係の人と一緒に書物を取りに行ったときは書庫の大きさやその設備に驚きました。進路について悩んでいる今、新たな選択肢が増えたのでとてもいい経験になりました」

「一般の方には、あまりなじみのない公文書館ですが、昔の沖縄や戦争について調べようと思ったら、この場所が一番資料が豊富だと思います。これから、何か調べごとがある際は、どんどん活用していこうと思います。」

「古い資料は扱い次第で何年くらいもつなどが決まっています、

この仕事は器用な人が向いているなあと思いました。(略)各部屋湿度や温度が違って資料をきれいに保つのはこういう工夫もあるんだなあ、とても驚きました。」

「僕は幼い頃父親に何度か公文書館に連れてこられました。何の事なのかわかっていなく、今回公文書館の職場体験でいろいろな事を学ぶことができました。まず、始めに公文書館についてのビデオを見せてもらいました。古文書についてや古くなった資料をどのように修復するのかなどを見て、実際にその作業を見せてもらいました。破れている資料などもきれいに修復し、とてもすごいと思いました。」

「自分は、公文書館というものがどういうものなのかよくわかりませんでした。(略)書庫に入って、古い本が見れたのには感激しました。この経験をいろいろ生かしていきたいと思います。」

「(公文書館では)昔の資料を探して出したり、パソコンを使って本の検索を体験しました。私は学生手帳を持っていたので、ために公文書館の利用カードを作りました。」

「普段見ることがあまりない公文書館の中を見ることによって、とても多くのことを学ぶことが出来たのでよかったと思います。たとえば、普通の人がやる事が出来ない本の返却や、重要な資料の運搬など緊張することも多かったけど、上手く行うことが出来てとてもよかったです。」

私は以前に、このアメリカでの仕事を鉱山の探査隊にたとえたことがあります。米国立公文書館(NARA)という大きな「山」に分け入り、その中から沖縄関係資料という「鉱脈」を探し当て、「地図」に描いていく。そして、資料同士の関係を壊さないように固まりで削り取って沖縄へ送る。利用者も、それらの中から小さくても価値のある「金塊」や「ダイヤモンド」を掘り出し、安くても用途の多い「鉄」や「銅」などを掘り出したりする。前者は一般の歴史認識を一夜にして覆すほどのインパクトを持って、「密約文書」のようなものであり、後者は資料を一つ一つ丹念につなぎ合わせることによって歴史の流れを明らかにするようなものです。

このような状況は、一九九〇年代初めまでは想像もつかないものでした。しかし、今からちょうど十年前の一九九五年、県公文書館の設置を機に急展開します。一九九七年にはアメリカでの体系的な資料調査収集事業が始まりました。

当館が最初に取り組んだのは、東京にある国立国会図書館との共同による、琉球列島米国民政府(USCAR)文書の収集でした。約六年の歳月をかけて三百五十万枚に上る文書をマイクロフィルム化しました。同時に、大統領府、米国会、国防総省、国務省など沖縄統治と深く関わった政府機関の公文書の収集にも取り組みました。さらに、戦中・戦後の沖縄を映像で記録した動画フィルム、スチール写真、空中写真の収集にも取り組みました。そして、こうした活動の軌跡を、「地図」に記

アメリカ駐在員連載コラム
アメリカ通信 No.18
資料探査の旅

していきました。

しかし、これらの活動も始めから順風満帆だったわけではありません。最初、資料地図作りについてNARAのアーキビストにアドバイスを求めたところ、即それは無理!という言葉を返されました。一口に沖縄関係資料と言っても、いろいろな資料群や形態があって、それらを完璧に網羅することは無理だと言っています。確かに、膨大な蔵書を抱えるNARAにおいては

データベースが完備されているわけではなく、資料を探し出すには、まず、何百冊もある機関別目録に目を通す必要があるのです。また、目録を見ただけでは沖縄関係かどうか分からないことも多く、そういう場合は、箱を請求して簿冊の自身を一つ一つ確認していくしかありません。取り組み始めてから最初の三カ月間で編むことのできた資料地図はたったの五頁でした。

あれから八年。何千、何万という箱や簿冊と向かい合い、沖縄戦や戦後のアメリカによる沖縄統治の真相解明につながる一次資料の所在状況が明らかになりつつあります。資料地図は今年、二千百頁を越えました。

私の資料探査の旅もあと半年。NARAのアーキビストに言われたように、沖縄関係資料を完璧に網羅することはできないかもしれませんが、こつこつと続けることの大切さを実感しています。NARAはもはや我々にとって未踏の地ではありません。

(公文書専門員 仲本和彦米國駐在)

二人に聞きました



いたらしき ちようき
 板良敷 朝基 さん

板良敷朝基さん(大正六年十月生)は、戦前昭和十一年六月沖縄県庁職員に採用され、第二十四代の淵上房太郎、第二十五代の早川元、第二十六代の泉守紀、第二十七代の島田敏の知事のもとで県行政に携わってこられました。今年八十八歳。戦前の沖縄県知事はどういう人だったのかお伺いしました。

(聞き手 資料第一課長 幸地 哲)

沖縄戦の開始直前に赴任した島田知事について聞かせてください。

当時、私は県知事官房に勤務していました。島田知事は、私たちの名札をじっと見て、ていねいに名前を呼んで、私たちを見ると、とてもやさしくしてくださいました。戦時中、知事は、真栄城守行さ(女食糧管理団理事長)の自宅にいて、私たちは民家に避難していました。私は決裁を受けるため、数える程でした。が直接知事を訪ねることがありました。知事秘書官だった徳田さんと小渡さんは最後まで知事についていきました。

三月二十五日、県庁が首里に移り、職員も繁多川へと移りました。私は、知事と別れて普天間の中頭地方事務所に行きました。その部課長たちは壕の中で、北に行くか南に行くか協議していました。伊芸部長が、知事と

一緒に南下しよう」と決定しました。私も南を希望しましたが、「君の体ではもたない。」と断られました。私はその頃、胃の疾患でふらふらしていたからです。その頃、中南部の沖縄住民はできるだけ北部に疎開させていました。

米を確保するため、真栄城さんと食糧配給課長の呉我さんが台湾へ行きましたが台湾も食糧不足のことで断られ、二人とも帰ってきませんでした。その後、島田知事が何とかしようとして自ら台湾に飛んで行って米を獲得してきたことがありました。五月中旬頃、私は国頭に避難していた時、奥間に倉庫があり、米が山のように積まれていたのを見ました。米軍がすでに上陸してきているので、米袋を持ってだけ持って山に逃げました。そのおかげで飢えを凌ぐことができました。隈崎さんの手記(注記)「手記 沖縄戦と島田知事」にあるとおり、台湾米三千石は確かに届いていました。

他の三名の知事についてはどうでしたか。淵上知事は、よく働く方でした。喧嘩知事といわれていました。金武の山林を伐採し、開墾して、住民を収容したこと等がありました。

早川知事は、四十代の真面目な方で、ガソリンの一滴は血の一滴と同じ」と言って自ら率先して節約し、官舎から県庁まで徒歩で通っておりました。私は知事が出勤する際、時々秘書のかわりに鞆を持って子供をしたことがあります。

泉知事は、最初から沖縄は嫌だと言っていました。また、十空襲時には普天間の中頭地方事務所に逃げていました。知事は沖縄が戦場になるとわかっていましたので、転勤運動ばかりやっていました。とうとう、本土に出張したまま、沖縄には戻ってきませんでした。

どうもありがとうございました!

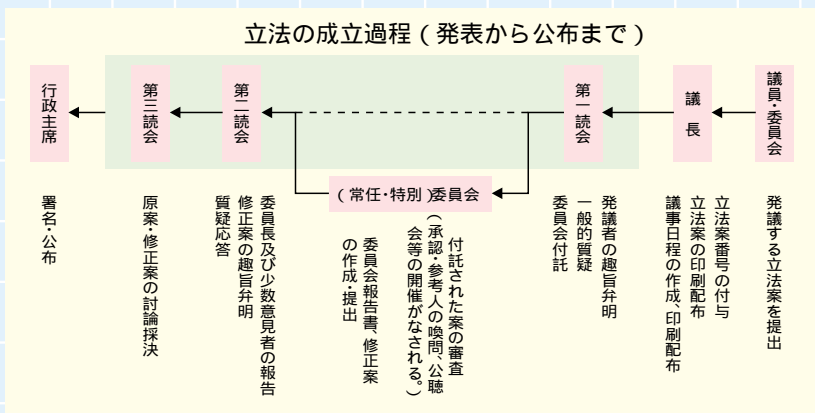
利用のすすめ

立法の「なぜ？」を探る
資料として

一九四五年から一九七二年までの二十七年間、米国統治下にあった沖縄では、日本の法律は適用されずに米国政府の布告、布令及び指令に従っていました。一九五二年四月一日には、独立した立法機関、行政機関、司法機関を備えた琉球政府が発足し、琉球住民の選挙した議員で構成される立法院が立法を行うことになりました。

立法院には、常任委員会と特別な案件を審議するための特別委員会がおかれ、委員会は、行政主席や司法機関からの立法勧告及び住民からの請願、陳情等を審査し、立法の必要があると認められる時は、立法案を発議しました。この立法案は、成立するまでに三回の読会（省略される場合もある）と、趣旨説明及び質疑

の後に付託される委員会の審議を経て議決されました。立法院で議決した立法案は、行政主席の署名をもって立法となり、公布されました。



また、これらの立法の成立過程で行われる会議の議事録は、速記録を保存するとともに、印刷し、頒布することが定められています。公文書館には、この速記録や印刷された会議録が保存されており、閲覧利用することができます。

参考「立法院関係法規集」 琉球政府立法院総務部総務課編 G80003508B

今回の特集は、法定休日に関する立法を例に「立法院会議録」の活用について紹介します。

休日もアメリカ世から大和ぬ世へ

一九四七年十二月八日に米国軍政府の指令(第五二号)によって、「沖縄人の公休日」が發布されましたが、これに定められた休日は、元旦、お盆の他、沖縄民政府の上位機関であった米国軍政府の休日に合わせて米合衆国独立記念日やクリスマスが休日となっていました。その後、立法院が「住民の祝祭日に関する立法」(一九六一年立法第八五号)を定め、日本の法定休日を定めた「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第一七八号)」に基づいた休日になりました。

この立法が一九六五年四月二十一日に改正されました。その内容は、憲法記念日を祝祭日にする。慰霊の日を二十二日から二十三日にするものでした。

【公報号外第十三号 一九六五年四月二十一日】
立法院の議決した住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九六五年四月二十一日
行政主席 松岡政保
立法院第六号

琉球政府立法院は次のとおり定める。

住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法

住民の祝祭日に関する立法(一九六一年立法第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「こどもの日 五月五日

こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる。」を

「憲法記念日 五月三日

日本国憲法の施行を記念し、沖縄への適用を期する。

こどもの日 五月五日

こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる。」に、

「慰霊の日 六月二十二日」を

「慰霊の日 六月二十三日」に改める。

しかし、当時の沖縄には憲法はなく、日本国憲法の及ぶ領域でもなかったのに、なぜ、憲法記念日を祝祭日としたのでしょうか。また、なぜ、慰霊の日が変更されたのでしょうか。その「なぜ」を説明するのに最も役立つ資料が立法院会議録です。この立法改正の審議過程を会議録で見てください。

憲法記念日が祝日に

一九六五年三月十二日、平良良松議員ほか十名の議員より、祝祭日に憲法記念日を加える立法改正案の発議がありました。「第二十八回議會

〔定例立法院会議録第六号〕に収録されている「住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案」第一読会(三月十六日)の議事録には、発議者を代表して古賢実吉議員から、次の趣旨説明が記録されています。

古賢実吉君、「(略)全県民は憲法がわが沖繩にも適用される日の一日も早からんことを心から願ひ続けているというのが実際であります。全県民のその願ひの実現の暁は、沖繩に対する日本国の主権の回復を意味し沖繩の祖国復帰を意味します。

これは、また、沖繩県民が日本国民としての正当な権利行使の全面的に認められる時でもあります。したがって憲法記念日を設け、憲法のわが国への適用を期して戦うことは、二十年にわたるアメリカの支配を打ち破り、祖国復帰をかちとる道に通ずるものであります。(略)」

この発言からは、日本国憲法が適用されていないことも、この祝日の制定によって、いつかこの憲法の庇護下に入るのだという強い意志が込められた立法趣旨であったのが読み取れます。この立法案は質疑もなく、行政法務委員会に付託されました。

慰霊の日が二十三日に

また、第二読会では、付託された

行政法務委員会から修正案が提出されました。その内容は、第一読会で審議された憲法記念日の制定については、発議案の趣旨をそのまま取り入れ、新たに慰霊の日を修正する案を追加したものでした。同会議録第八号に収録されている第二読会(四月九日)の議事録には、星克行行政法務委員長から修正案について、次の報告が記録されています。

星 克君、「(略)沖繩観光協会事務局長山城善三氏の参考意見をもとに、さらに大蔵省官房調査課発行の覚書終戦財政始末第七巻による資料から当時の第三十二軍司令官牛島中将が自決した日、これは昭和二十年の六月二十三日午前四時半頃ということがもつとも信憑できる事実であると認めまして、このように改めた次第であります。ちなみにご説明申し上げますと、現行法の慰霊の日、六月二十二日と定めた当時の立法趣旨として慰霊の日を採用したのは牛島中将が亡くなった日をとつたということになっております。(略)今回の改正の機会に調査いたしましたところ、二十二日ということもあながち間違ひではなかった。なぜかならば予定、つまり二十二日に自害する。そういう決意で墓標などにも書き入れたのが、当時の敵軍の状況から二十二日に果たすことができず、二十三日の午前四時半に決行したという事実を物語る記録が沢山あるのです。(略)以上のようなわけで二十三日に変更すること

が妥当であると考えたのでございませう。」

行政法務委員会が立法改正を機会に再調査したこの報告からは、慰霊の日を二十三日に改めた事情がわかります。さらに、本修正案を審議した「立法院行政法務委員会録第二十一号」には、沖繩戦から生還した第三十二軍の高級参謀であった八原博通氏から直接話を聞いた参考人の報告や、その参考人が独自で調査した次の報告が記録されています。

参考人(山城善三君)、「一番詳しいのは牧志の市外線の停留所、その前のほうに比嘉という人が理髪屋をやっております。泊という理髪屋ですが、あの人からも私は聞きましたが、あの方は招集されまして牛島さんや長さんの理髪をやったそうです。ずっとなくなる二十三日の日まで理髪をして、そしてひげをそったりしてやったらしいが、それで君は「苦労さんでしたと、きょうで君の仕事は終わりだから君も退去しなさいといわれて、あの方は退去したそうです(略)」

吉本栄真君、「身なりをただすという意味で、まず散髪をやられるのですねそれが二十二日としたら、翌日の午前四時何分はみんな同じだと、二十二日までは生きておられたということがわかるわけですね。」

このように、立法院会議録及び委員会録には、公布された立法では知

ることができない、立法成立過程のさまざまな発言が、否決された少数意見も含め記録されています。それらの記録からは、立法趣旨だけでなく、当時の社会情勢を推測することができます。

この会議録の他にも、公文書館が所蔵する立法院事務局の文書には、発議のもととなった請願・陳情書等や立法案に対して米国民政府から行政主席に宛てた文書等もあります。これらの記録を読み解くことにより、様々な「なぜ」の答えが見えてくることでしょう。



立法院会議録第二十八回議定(定例第一号)三五号(速記録)

公文書館のホームページ、ねっとO P Aの電子閲覧室では、ここで紹介した立法院会議録(第一回)第四十九回を検索・閲覧することができます。

特別企画展

公文書等の記録資料に見る沖縄戦 **アイスバーグ作戦**

8月2日から10月2日まで開催された特別企画展「公文書等の記録資料に見る沖縄戦 アイスバーグ作戦 Operation Iceberg」が好評のうちに終了しました。展示室の入場者数は2,982人、その他にも多くの方々が沖縄戦関連写真のライドショーや映像の上映を観覧されました。記録を残し公開することの意義について考える機会になったという声もありました。



映写会

平成17年6月22日、慰霊の日前日、第1回映写会「沖縄戦関係映像フィルム」を開催しました。当館が米国国立公文書館から独自に収集した未公開の沖縄戦関係映像資料の上映とあって、211名が来場されました。



講演会 講師:船越 義彰(作家)



特別企画展に併せて、作家である船越義彰先生に「戦場彷徨十四日間」と題して講演していただきました。先生が1945年6月、糸満で負傷し、収容されるまでの14日間の様子を思い出しながら描いた素描画をスクリーンに映し出し、その解説を交えながらお話し

していただきました。これまでなかなか書く気になれなかったという、その強烈な体験を鮮明に記憶していらっしゃる先生の言葉は、その情景や臭いまでも聴衆に想像させ訴える力を持っていました。講演会の様子をビデオに録画しました。当日会場で全部紹介できなかった素描画も閲覧できますので、ご利用ください。

講座 (連続講座) 講師:赤嶺 守 琉球大学教授

平成17年度の歴史講座は、赤嶺守琉球大学教授を講師に迎え、「冊封体制と琉球王国」をテーマにお話をいただきました。3回にわたる連続講座は、毎回多くの方が受講され、テーマへの関心の高さが伺えました。講座では、かつて交易のあった中国と琉球との関係のキーワードを交えながら、写真や図柄等も用いて大変わかり易くお話ししていただきました。



映写会

映写会 は、講演会「戦場彷徨14日間」と併せて「もうひとつの沖縄戦記」を上映しました。この映像は、当時の体験者の証言記録等をもとに編集されたものです。



琉球政府文書の現状と保存対策のこれから その2

前号に引き続き、琉球政府文書の現状と保存対策についてお話ししましょう。今回は、平成15年度に実施した「琉球政府文書の素材調査」の結果を紹介し、これらの文書を保存する上での課題を探ってみたいと思います。

琉球政府文書と称する文書群は大凡1945年～1972年の間に作成されたもので、その素材には当時の世相を反映してざら紙類の下級紙や米国仕様の薄手の紙が大量に使われ、その上青焼きや湿式コピー、写真等も混在し、長期的に保存するにはいろんな問題を抱えています。そこで当館では、琉政文書の保存対策にむけて劣化要因の分析及び劣化速度の予測をたてるため、(財)元興寺文化財研究所に委託して素材調査を実施しました。

調査に先立ち、受託者と念入りに打ち合わせて調査項目を設定し、できる限り多くの種類の紙から成り作成年代の異なる23冊の簿冊を調査対象として選出しました。これをもとに、研究所員による当地での調査が行われました。ここでは簿冊の中身1枚ずつが目視観察され、紙の種類（形式・紙質・記録方法・褪色の度合い等）、サイズ、保存状態（紙の劣化度・変色度・劣化状況等）が記録されました。また、紙の酸性度や変色度の計測、マイクロスコープによる繊維や劣化状況等の詳しい観察もなされました。

続いて、各紙の経年劣化や青焼き・湿式コピー等の褪色がどのように進むかを予測するため、資料をサンプリングして研究所に送り、繊維の組成分析、劣化促進試験及び褪色試験を実施してもらいました。

こうして得られた結果は次のとおり報告されました（一部略）。

1 総合評価

全体的に比較的保存状態は安定。茶変色とフォクシングがある程度でているが、頻繁な利活用等による物理的加重や人為的な取り扱いによる負荷が少なかったためか、著しい茶変色や本紙周囲からの亀裂にはいたっていない。

2 酸性度及び紙の強度

中下級紙、和紙、トレーシングペーパーともにほぼpH5以下、中下級紙の強度が最も低い。

3 劣化原因と対策

症 状	状況・要因	対 策
保管形態による損傷 中下級紙の茶変色 上質紙の茶変色 フォクシング セロファンテープ 金属クリップの錆 カビの発生	表紙が小さい・フォルダーがきつい・箱が重い 材質、酸性サイズ剤の影響 中下級紙や表紙との接触、開閉による空気・光の影響 湿気を含み易い和紙・中下級紙、埃が堆積した簿冊上部 大量にあり 大量にあり 水濡れ痕の放置、高温高湿度	箱入れ替え、配架方法の工夫等 早急に脱酸処理、強化処理が必要 同上 クリーニングと温湿度管理 接着剤の除去、補修 早急に除去し、保護措置が必要 クリーニング

4 劣化予測と対策

加温による劣化促進試験（のべ15日間の送風加温試験による）

紙の種類	症 状	対策の緊急性
上質紙（起案用紙） 下級紙 トレーシングペーパー 和紙 湿式コピー紙 図面用トレペ	紙の強度は低下するが文字の判読は可能 経年変化速度は遅いが現時点で強度面で最も弱い 紙の強度は低下するが、文字の判読は可能 色・強度面の変化は少ない 現時点で判読しにくく、経年変化で文字が抜ける 比較的变化は少ない	急を要しない 早急な代替と強化処置 急を要しない 当面処置は必要ない 早急な代替化 急を要しない

褪色試験（のべ8日間の塗料用褪色試験機による）

紙の種類	症 状	対策の緊急性
青焼き（青） 青焼き（紫） 湿式コピー A 湿式コピー B 湿式コピー C	赤みを増すが文字の判読は可能 褪色する 変化なし 褪色する 文字が抜けてしまう	急を要しない 代替化及び保護措置が必要 当面必要なし 代替化及び保護措置が必要 早急な代替化及び保護措置が必要

以上のように、この調査では琉政文書を構成する多様な素材について種類ごとに特徴をつかむことができ、現時点で最も紙の強度がおちている下級紙や褪色が進んでいる湿式コピー紙、また将来的に褪色が進むと予想される青焼きコピー（紫）等、緊急に検討すべき課題も浮き彫りになりました。また、金属クリップやセロファンテープ等による劣化、水濡れによるカビ等への対策も早急に練る必要があります。さらには、保存箱の入れ替えや配架方法等、物理的にストレスを与えない保管方法への改善も指摘されたので、これらを今後の課題として取り上げていきたいです。

（修復士：大湾ゆかり）

催しもの案内

移動展「沖縄戦と戦後復興」

場所 那覇市パレットくもじ7階 リウボウホール

会期 平成17年12月7日(水)～12日(月) 午前10時～午後8時 最終日は午後6時まで)



沖縄戦終結から60年目にあたる今年は、「沖縄戦と戦後復興」をテーマに展示します。

沖縄戦では、米軍が1945年3月から展開した沖縄進攻作戦計画「アイスバーグ作戦」を軸に、その全容を探ります。戦後復興では、米国統治下の沖縄が復興と自立へ向けてどのような取り組みを行ってきたかを沖縄住民側の行政組織文書である琉球政府文書を中心に、紐解いていきます。あわせて沖縄戦と戦後復興に関する写真・映像資料も展示・上映します。



－ 公文書館開館10周年記念シンポジウム － 「琉球政府の記録から何を学ぶか」



沖縄県公文書館が、開館10周年を迎えるにあたり、当館の主な所蔵資料である琉球政府文書について、県民の理解と関心を高め、利活用を図るために関係者を招いてシンポジウムを開催します。

日時 平成18年2月4日(土)
午後2時～4時30分

場所 沖縄県公文書館 講堂

入場無料

基調講演「琉球政府文書の保存と利用」

講師 金城 功(元沖縄県立図書館長)

パネルディスカッション

コーディネーター 大城 将保(新沖縄県史編集委員)

パネリスト (1)大城 立裕(作家)

パネリスト (2)津波古 充勝(元沖縄県職員)

パネリスト (3)恩河 尚(沖縄市総務部総務課市史編集担当副主幹)

オブザーバー 金城 功

利用案内

● 入館無料

● 開館時間 9:00～17:00
(閲覧請求は16:30まで)

● 休館日

- ・毎週月曜日
- ・国民の祝日である休日
(月曜日にあたる場合はその翌日)
- ・6月23日慰霊の日
(月曜日にあたる場合はその翌日)
- ・12月28日～1月4日
- ・特別整理期間(年間20日以内)

● 閲覧室の利用方法

書庫内にある資料を閲覧申請する際には「利用証」が必要です。「利用証」の発行にあたっては住所等の確認ができる身分証明書(運転免許証や学生証等)の提示をお願いします。参考資料室の資料を利用する際には閲覧申請の必要はありません。閲覧室での筆記用具は鉛筆をご使用ください。鉛筆やメモ用紙等は閲覧室に用意してあります。原則として資料の館外貸出は行っていません。閲覧及び複写でご利用ください。(複写は実費を頂きます。)鞆等の所持品はロッカー(無料)にお預けください。

2005年11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2005年12月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2006年1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

赤字の日は休館日です。

● 交通の案内

バスをご利用の方は新川バス停下車 徒歩1分
・那覇バス(株) 市内線1番
・東陽バス(株) 91番



アーカイブズ
沖縄県公文書館だより **ARCHIVES** 第29号
発行日 平成17年10月28日
発行 沖縄県公文書館
編集 財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理部
〒901-1105 沖縄県南風原町字新川148-3
TEL 098(888)3875 FAX 098(888)3879
URL <http://www.archives.pref.okinawa.jp>